

佐賀県最低賃金改定のお知らせ

『佐賀県最低賃金』は、改定され、**令和5年10月14日から**時間額が47円アップし、**1時間900円**となります。

ただし、佐賀県の特定（産業別）最低賃金は、下表のとおりですが、現在、改定の審議を行っています。

なお、陶磁器・同関連製品製造業については、令和5年10月14日以降は、新たな陶磁器・同関連製品製造業の特定最低賃金が発効するまでは、900円の佐賀県最低賃金が適用されます。

最低賃金の件名	1時間 (円)	効力発生年月日	適用される産業の範囲
佐賀県最低賃金	853 ↓ <u>900</u>	令和4年 10月2日 ↓ <u>令和5年 10月14日</u>	1. 特定(産業別)最低賃金が適用されない全ての産業 2. 次のいずれかに該当する労働者は、特定(産業別)最低賃金が適用される産業の労働者であっても、この佐賀県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者
特定(産業別)最低賃金	一般機械器具製造業関係	929 令和4年 12月30日	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。)、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く)、建設機械・鉱山機械製造業(建設用ショベルトラック製造業を除く。)、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社
	電気機械器具製造業関係	900 令和4年 12月24日	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社
	陶磁器・同関連製品製造業	854 令和4年 12月16日	陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社

(注) 1 最低賃金は、臨時工、パートタイマー、アルバイトにも適用されます。

2 最低賃金には、次の賃金等は含まれません。

- (1) 賞与などの臨時の賃金
- (2) 休日、時間外などの割増賃金
- (3) 通勤手当(交通費)、家族手当及び精皆勤手当

3 賃金支払形態が「月給制、日給制、時間給制」に関係なく、1時間の金額が適用されます。